



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 137号 2010.8.31 発行 社会政策研究所

=====

本日(8月31日)公表されました、厚生労働省の平成23年度予算概算要求～「少子高齢社会を克服する日本モデル」の構築に向けた第一歩～から、知的障害関連予算案をお知らせします。【kobi】

障害者支援の総合的な推進

障害があっても当たり前前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障害者制度改革の検討を進めることと併せて、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者への支援施策の推進等を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害者支援の推進

1兆1,904億円(1兆901億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 6,492億円(5,719億円)

障害者等が地域で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを計画的に確保する。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施 460億円(440億円)

移動支援やコミュニケーション支援など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

また、障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備として、市町村による地域移行推進重点プラン(24時間緊急対応や緊急一時的な宿泊等、障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプラン)を作成するとともに、これに基づき、面的な障害者の地域生活支援体制の整備を進める。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 2,106億円(1,954億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

自立支援医療の利用者負担のあり方については、年末に向けて引き続き検討する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備 136億円(124億円)

障害者の地域移行・地域生活支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の日中活動に係る障害福祉サービスの基盤整備を推進する。

また、障害者の住まいの場であるグループホーム等の緊急整備を図る。

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.7億円(4.7億円)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や24時間体制の相談窓口の設置、関係機関職員への研修等による支援体制の強化を図る。

(6) 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の実施 4.2億円

制度の谷間のない「障害者総合福祉法」(仮称)の検討や施行準備の基礎資料とするため、障害児・者(これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。)の生活の実態とニーズを把握するための調査を実施する。

- (7) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(仮称)の実施(新規)
特別養護老人ホーム、障害者(児)施設等において、適切にたんの吸引等の医療的
ケアを行うことができる介護職員等の養成を支援する。 21億円

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 303億円(282億円)

- (1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の確立
(新規) 16億円

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の者、治療を中断している
重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サー
ビスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこ
れらに従事する者への研修等を実施する。

- (2) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 6.7億円(17億円)

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等におい
て、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向
けて行う準備への支援などを行う地域移行推進員の配置などにより、精神障害者の
退院促進及び地域定着に向けた事業を実施する。

- (3) 認知行動療法の普及の推進 98百万円

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法の普及を図るため、従
事者の養成を拡充する。

認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく
療法。

- (4) 精神科救急医療体制の整備 20億円(23億円)

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に
取り組むとともに、精神科救急医療施設における空床確保を進めることにより、精
神科救急医療体制の整備を推進する。

- (5) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保 254億円(235億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うと
ともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

3 発達障害者等支援施策の推進 7.8億円(7.5億円)

- (1) 発達障害者の地域支援体制の確立 2億円(2億円)

自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある者及び家族に対し、
ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、都道府県、指定都市
において、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置、
アセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等を行う。

ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活か
し、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談に乗ったり、助
言を行ったりする者のことをいう。

アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認
票のことをいう。

- (2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 3.9億円(5.4億円)

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先
駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に
携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への
情報提供を行う。

また、発達障害支援施策に関し、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村を指定し、
その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全
国的な取組の促進を図る。

さらに、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障
害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

- (3) 発達障害者等の支援のための巡回支援専門員の整備 (新規) 1.6 億円
 発達障害等に関し正しい知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。
- (4) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 2.9 億円(1.2 億円)
 各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。
 また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、新たに高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、全国連絡協議会、シンポジウム等の普及啓発活動や情報の収集・提供を行うとともに、都道府県の支援拠点機関に対する指導・助言を行うなど、中央拠点として総合的な支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進 238 億円(230 億円)

- (1) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等 7.9 億円(8.1 億円)
 法定雇用率未達成の企業や公的機関に対する指導を強化するとともに、障害者に対する就業面、生活面の双方からの支援を強化するため「障害者就業・生活支援センター」を拡充(282 か所 322 か所)する。
- (2) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化 2.7 億円(2.1 億円)
 ハローワークに精神障害者の雇用に関する総合的かつ継続的な支援を行う専門家を配置し、精神障害者に対する専門的支援体制の充実を図るほか、公的機関における障害者のチャレンジ雇用の一層の促進や在宅就業支援制度の更なる活用促進を図る。
- (3) 障害者の職業能力開発支援の強化 5.9 億円(6.0 億円)
 職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入する。また、在宅就業支援団体等関係機関との緊密な連携の構築の下に、障害者の雇用・就業のニーズに応じた訓練機会を確保するため、委託訓練の活用等必要な施策を推進する。
- (4) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進 6 億円(7.9 億円)
 都道府県や事業所が行っている効果的な事業の促進及び複数の事業所による共同受注窓口組織の整備に対する補助を行う。
 また、平成 23 年度は、工賃倍増 5 か年計画の最終年度にあたることから、各都道府県においてこれまでの取組の検証を行う。

被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施

- (1) 被保護者の社会的な居場所づくりの支援
 セーフティネット支援対策等事業費補助金(200 億円)の内数
 「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と、行政とが協働し、社会から孤立する生活保護受給者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。
- (例)・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
 ・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
 ・生活保護世帯の子どもに対して勉強を教える学習支援事業を NPO 法人に委託
- (2) 就労支援員の確保
 被保護者に対する就労支援の充実のため、引き続き、福祉事務所等に配置する就労支援員の確保を図る。
- (3) 生活保護に係る国庫負担 2兆4,703 億円(2兆2,006 億円)
 生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

地域福祉の推進 136億円

(1) 貧困・困窮者の「絆」再生事業(新規) 76億円

やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに、住まいの確保や食事の提供、心や健康に関する相談を行うなどの総合的な支援を行うNPO等の民間団体に対し、新たに活動助成を行う。(全国で250程度の団体)これにより、「新しい公共」の仕組みを活用し、支援の対象となる方々の地域・社会へのつながり(絆)の再構築を図る。

(2) 生活・居住セーフティネット支援事業(新規) 60億円

「貧困・困窮者の「絆」再生事業」に加え、やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに対し、必要な生活費や債務整理費用等を融資(生活福祉資金)することにより、生活・居住セーフティネットを強化する。

就労自立を支える「居住セーフティネット」の整備

雇用と住居を失った者等の住居の確保を図り就労自立を支援するため、引き続き緊急雇用創出事業臨時特例基金による住宅手当の給付等を行う。

「少子高齢社会の日本モデル」の検討(新規) 1.2億円

諸外国に例を見ないスピードで少子高齢社会に突入した日本における世界の模範となる社会モデルとして「少子高齢社会の日本モデル」を策定し、国民と共有することが必要であるため、「いきいきと働く(働き手を増やす)」、「地域で暮らし続ける」、「格差・貧困を少なくする」、「質の高いサービスを利用する」、「費用を分担し合う」といった観点から、医療、介護、福祉、雇用、年金等の各制度が相まって、国民一人一人が安心して暮らせる社会の姿を検討する。

社会保障分野における情報連携基盤の整備 3.5億円(1億円)

社会保障・税に関わる番号制度の検討に資するものとし、社会保障分野における情報化・情報連携を一層推進する観点から、ICカードを活用した実証事業の成果を踏まえつつ、情報連携のための基盤に求められる技術的要件の明確化・技術開発等並びに制度面の検討を行う。

特別枠分

(障害があっても地域で暮らせるための緊急体制整備)

障害者の地域移行・地域生活支援のための体制の緊急的な整備事業(126億円)

障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実するため、

市町村による地域移行推進重点プラン(24時間緊急対応や緊急一時的な宿泊等、障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプラン)の作成と支援体制の整備、

地域生活の核となるグループホーム等の住まいの場の整備(障害福祉計画の目標:8.3万人分)

在宅の精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)事業(47都道府県で実施)を、緊急的かつ総合的に行うこととし、これらの事業に係る経費を支援する。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

